

都市計画法第 3 4 条第 2 号「観光資源の有効な利用上必要な開発行為の運用基準の一部改正（案）」に対する意見を募集します。

担当課のコメント

市街化調整区域の立地基準である都市計画法第 3 4 条第 2 号「観光資源の有効利用上必要な開発行為の運用基準」の見直しに対して、広く市民の皆様のご意見をうかがうものです。

1. 策定案の趣旨、目的、背景

当運用基準は、富士山世界文化遺産登録を契機として、地域の特性ある観光資源を活用し、交流人口や滞留人口、さらには雇用による定住者人口の増加を図るため、平成 2 6 年に運用基準を策定し、運用を開始しました。

平成 3 0 年 8 月に見直しを行い、令和元年 9 月 1 日に施行しましたが、この施行から 4 年が経過したため、周辺状況の変化、国の動向や課題等を踏まえ、運用基準の見直しを行うものです。

資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法第 3 4 条第 2 号「観光資源の有効な利用上必要な開発行為の運用基準」の改正概要
----	---

2. その他関係資料

立地基準（案）、新旧対照表

3. 意見の提出について

意見募集期間	令和 5 年 1 2 月 1 日（金）～令和 5 年 1 2 月 1 5 日（金）
資料公表先	<ul style="list-style-type: none"> ① 市ホームページへ掲載 ② 市役所本庁舎 2 階 都市計画課にて閲覧 ③ 市役所本庁舎 1 階 情報公開コーナーにて閲覧 ④ 御殿場地域振興センター及び市役所各支所にて閲覧
意見等が提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に住所、事務所又は事業所を有する方 ② 市内に通勤、通学する方 ③ 市に対して納税を負う方 ④ 本事案に利害関係を有する方
意見等の提出方法	<p>意見書に氏名（法人、団体等の場合には名称、代表者の氏名）、住所、連絡先（電話番号・電子メールアドレスのいずれか、または両方）を記載の上、下記担当課へ直接持参するか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。</p> <p>意見書は備え付けの意見書（様式 2）又は必要事項を記入した任意の様式でも結構です。</p>

	<p>※ 電話などの口頭による意見の提出は受け付けません。</p> <p>※ 氏名、住所、連絡先などの必要事項が未記入の場合には、ご意見として受け付けできません。</p>
意見の取扱い	<p>提出していただいたご意見は、当該案の参考とさせていただきます、ご意見に対する市の考え方を（市ホームページ）で公表します。</p> <p>公表にあたっては、ご意見をいただいた方の個人情報を除いて、ご意見の概要を公表させていただきます。</p> <p>なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。</p>
今後の予定	<p>皆様からいただいたご意見を参考に、令和6年4月1日に施行予定です。</p>
意見等の送り先 問い合わせ	<p>担当課：御殿場市 都市建設部 都市計画課</p> <p>〒412-8601 御殿場市萩原 483</p> <p>TEL：0550-82-4222 FAX：0550-82-4232</p> <p>メールアドレス：keikaku@city.gotemba.lg.jp</p>